

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ 指定紛争解決機関の監督に係る事務処理上の留意点等</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ－5 行政指導等を行う際の留意点等</p> <p>Ⅱ－5－1 行政指導等を行う際の留意点</p> <p>指定機関に対して、行政指導等（行政指導等とは、行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ－6 行政処分を行う際の留意点</p> <p>Ⅱ－6－1 検査結果等への対応</p> <p>(1) 検査結果への対応</p> <p>(中略)</p> <p>④ 証券取引等監視委員会事務局が行う検査において、証券取引等監視委</p>	<p>Ⅱ 指定紛争解決機関の監督に係る事務処理上の留意点等</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ－5 行政指導等を行う際の留意点等</p> <p>Ⅱ－5－1 行政指導等を行う際の留意点</p> <p>指定機関に対して、行政指導等（行政指導等とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ－6 行政処分を行う際の留意点</p> <p>Ⅱ－6－1 検査結果等への対応</p> <p>(1) 検査結果への対応</p> <p>(中略)</p> <p>④ 証券取引等監視委員会事務局が行う検査において、証券取引等監視委</p>

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

員会より、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき「行政処分その他の措置」について勧告があった場合、金融ADR室においては、その内容について検討を行った上で、金商法第156条の58第1項の規定に基づく報告徴求命令、同法第156条の59第1項又は第156条の61第1項の規定に基づく行政処分その他の適切な措置を検討する。

（中略）

II-6-5 行政手続法等との関係

（1）行政手続法との関係

上記II-6-2の不利益処分のうち、金商法第156条の59第1項の規定に基づく業務改善命令、又は同法第156条の61第1項の規定に基づく業務停止命令をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき弁明の機会を付与し、金商法第156条の61第1項の規定に基づく指定の取消しをしようとする場合には、行政手続法第13条第1項第1号の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

また、いずれの場合においても、行政手続法第14条の規定に基づき、処分の理由を示さなければならない。

員会より、金融庁設置法（平成10年法律第130号）第20条第1項の規定に基づき「行政処分その他の措置」について勧告があった場合、金融ADR室においては、その内容について検討を行った上で、金商法第156条の58第1項の規定に基づく報告徴求命令、同法第156条の59第1項又は第156条の61第1項の規定に基づく行政処分その他の適切な措置を検討する。

（中略）

II-6-5 行政手続法等との関係

（1）行政手続法との関係

行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

<p>(2) 行政不服審査法との関係 <u>上記Ⅱ－6－1又はⅡ－6－2の処分をしようとする場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならない。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係 <u>上記Ⅱ－6－1又はⅡ－6－2の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならない。</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅳ 指定紛争解決機関の監督上の評価項目</p> <p>Ⅳ－1 紛争解決等業務の運営態勢</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅳ－1－5 利用者等に関する情報の管理</p> <p>(1) 意義 指定機関においては、紛争解決等業務を行う過程において利用者の個人情報を含む様々な情報を把握することになるが、これらの情報が漏えい等した場合、利用者に多大な不利益をもたらすとともに、金融ADR制度に対する信頼を失う原因ともなることから、その適切な管理を行うことが必要である。</p>	<p>(2) 行政不服審査法との関係 <u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係 <u>取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅳ 指定紛争解決機関の監督上の評価項目</p> <p>Ⅳ－1 紛争解決等業務の運営態勢</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅳ－1－5 利用者等に関する情報の管理</p> <p>(1) 意義 指定機関においては、紛争解決等業務を行う過程において利用者の個人情報を含む様々な情報を把握することになるが、これらの情報が漏えい等した場合、利用者に多大な不利益をもたらすとともに、金融ADR制度に対する信頼を失う原因ともなることから、その適切な管理を行うことが必要である。</p>
--	--

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

このため、指定機関においては、紛争解決委員及び役職員又はこれらの職にあった者に対する秘密保持義務の遵守が定められている（金商法第156条の41第1項）。また、個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する指定機関においては、同法、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針に基づいて、適切な個人情報の取扱いを確保するための措置を講ずる必要があるほか、個人情報取扱事業者に該当しない指定機関においても、個人情報保護法等の遵守に努める必要がある。

このため、指定機関においては、紛争解決委員及び役職員又はこれらの職にあった者に対する秘密保持義務の遵守が定められている（金商法第156条の41第1項）。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する指定機関においては、同法、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針に基づいて、適切な個人情報の取扱いを確保するための措置を講ずる必要があるほか、個人情報取扱事業者に該当しない指定機関においても、個人情報保護法等の遵守に努める必要がある。